



# 特例浄化槽工事業届出の手引き

茨城県土木部監理建設業担当

## 目次

1 浄化槽工事業について	2
2 特例浄化槽工事業の「届出」と「有効期間」について	3
3 変更の届出について	4
4 廃業等の届出について	5
5 提出書類の受付方法	5

# 1 浄化槽工事業について

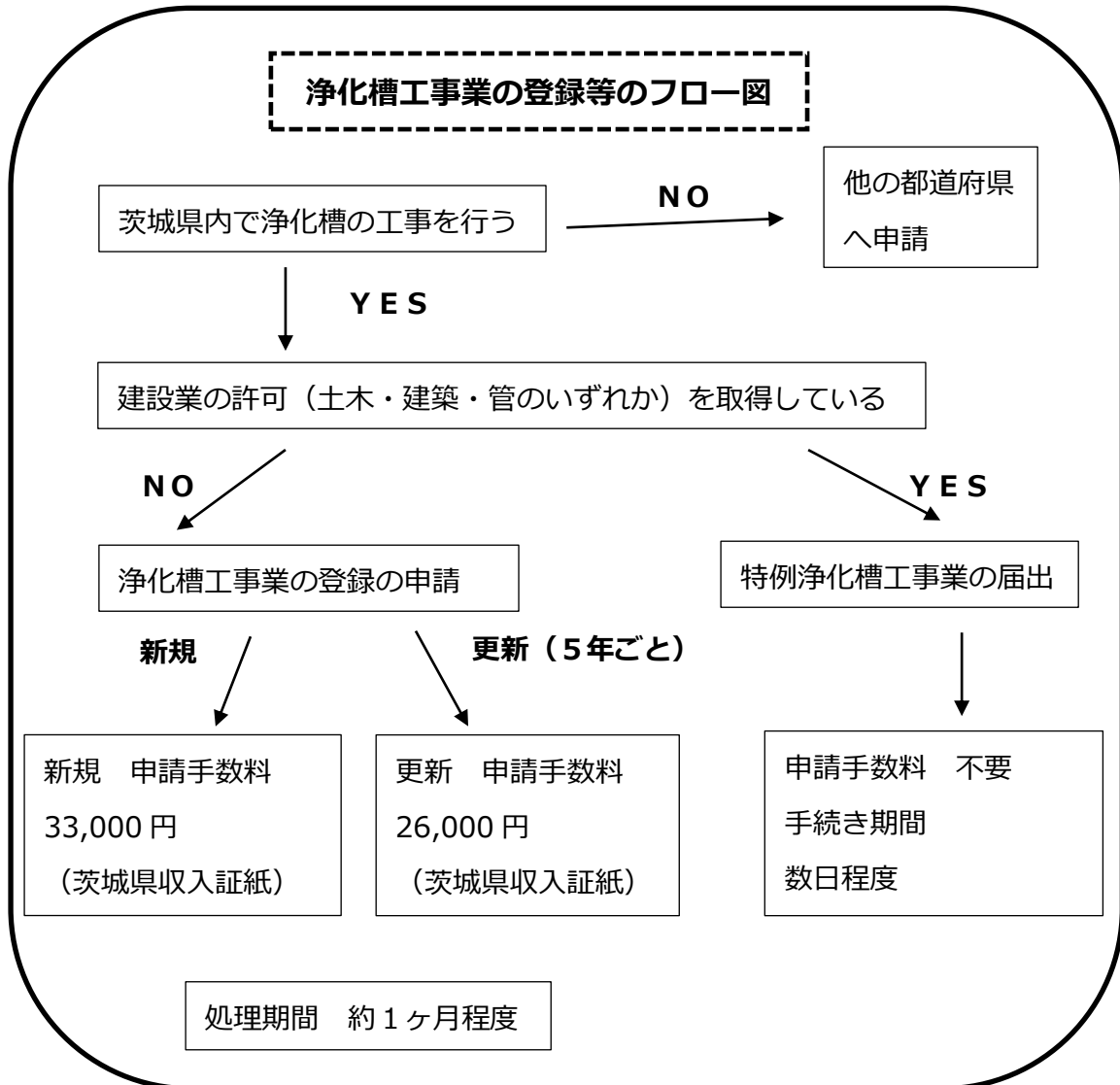
## (1) 概要

浄化槽工事業を営もうとする者は、営業所の有無等にかかわらず実際にその事業を行おうとする都道府県知事に「登録」又は「届出」を行う必要があります。

建設業法に基づく「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」のいずれかの許可を有する場合は「届出」、建設業の許可を受けていない場合や「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」以外の許可しかを受けていない場合は「登録」の申請となります。

### 浄化槽工事業の登録等の届出手続きについて

茨城県内で浄化槽の工事を行う方については、浄化槽工事業の登録もしくは特例浄化槽の届出が必要となります。この登録・届出については、工事を行う県ごとに申請が必要となるので、県外に営業所がある業者の方や、国土交通大臣、他の都道府県知事許可の建設業者の方も対象となります。



## 2 特例浄化槽工事業の「届出」と「有効期間」について

建設業法に基づく「土木工事業」「建築工事業」「管工事業」のいずれかの許可を受けている場合は、浄化槽工事業を営もうとする区域の都道府県知事に「届出」を行う必要があります。

### (1) 「届出」に必要な書類

様式番号	書類の種類	要否		備考
		法人	個人	
第 11 号	特例浄化槽工事業届出書	○	○	正副 2 部提出
	浄化槽設備士免状の写し又は 浄化槽設備士証の写し	○	○	各営業所 1 名
第 4 号	浄化槽設備士の調書	○	○	
	建設業の許可通知書又は 建設業の許可証明書	○	○	
	浄化槽設備士の住民票抄本 又はこれに代わる書面	○	○	

※住民票は個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。  
(記載のあるものは取り扱うことができませんのでご注意ください。)

### (2) 届出に係る申請手数料

「届出」には、申請手数料はかかりません。

### (3) 届出の有効期間

「届出」に、有効期間の制限はありません。

ただし、届出事項に変更等が生じた場合には、遅滞なくその旨を届出している都道府県知事に書面をもって届け出なければなりません。

### (4) 建設業法上の許可を失ったときの手続き

特例工事業業者が、土木工事業、建築工事業又は管工事業の 3 つの許可をすべて失った後も引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合には、従来の届出のあとに、新たに浄化槽工事業の登録を受けなければなりません。

### 3 変更の届出について

下記の事項に変更が生じた場合には、遅滞なく下表に掲げる書類を添付して特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書を都道府県知事あて提出しなければなりません。

(1) 変更の届出 (様式第 12 号)

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称及び住所	なし
○		名称及び住所	なし
○		代表者氏名	なし
○	○	建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面 (許可通知書の写し又は許可証明書等) ※建設業許可の更新を行った場合は変更の届出が必要です。
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の名称又は所在地	なし
○	○	浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 浄化槽設備士の調書 (様式第 4 号) (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

※住民票は個人番号(マイナンバー)の記載がないものを提出してください。  
(記載のあるものは取り扱うことができませんのでご注意ください。)

## 4 廃業等の届出について

特例浄化槽工事業者が建設業法上の許可を失い、浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を届出している都道府県知事に書面をもって届出なければなりません。

## 5 届出書類の受付方法

### (1) 届出書の受付方法

#### ア 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6  
茨城県土木部監理課建設業担当

#### イ 受付方法

簡易書留郵便、持参、又は「いばらき電子申請届出サービス」による電子申請。  
郵送の場合は、封筒に「浄化槽工事業届出申請書在中」と朱書し、  
返信用封筒に切手を貼付け、宛先を記入し同封してください。

#### ウ 提出部数

正・副 2 部

### (2) 届出受理の通知

副本に受付印を押印し、返信用封筒にて返送いたします。